

意見公募の結果

1 規則等の題名

金沢市空き家等対応マニュアル

2 規則等の案の公示の日

令和8年6月20日

3 提出意見並びに提出意見を考慮した結果及びその理由

意見数 4件

No.	提出意見	提出意見を考慮した結果及びその理由
1	〈判定表－衛生・景観・生活環境の保全に関する状態－〉の中に「人の侵入、ガラスが割られるなどの形跡がみられる」の判定があった方がよいと思います。	本市の判定表には、「人の侵入、ガラスが割られるなどの形跡がみられる」の判定内容は直接設けておりませんが、国の指針において、周辺的生活環境への影響を判断する基準として、「開口部等の破損等」や「不特定の者が容易に侵入できるほどの著しい開口部等の破損等」が、具体的に示されております。 本市においては、マニュアルの判定表のみならず、国の指針に示された基準により、周辺環境への影響を考慮して、特定空き家等を認定します。
2	周辺への影響は、大変重要だと思います。私の住居の近隣では、数軒が空き家で、町の役員をしていた頃に空き家の持ち主に草刈りや管理のお願いをしました。町内でも空き家が増えていると思います。隣家の木が大きくなり鬱陶しいです。改正を支持します。	改定したマニュアルに基づき、引き続き適正に対応してまいります。
3	①判定を行う時期及び期間期限の明記について、「3ヶ月ごと」「半年ごと」等、具体的な期限を追加して欲しい。	①空き家等の状況は、それぞれ周辺への影響など、個別の事情により異なるため、判定を行う時期、期間及び期限を一律に定めることは考えていませんが、空き家等の危険性や緊急性などの状況に応じて、

	②不良空き家に対し、町内会へ情報開示して欲しい。実際、近隣の特定の空き家は雪により倒壊し、危険性及び衛生・粉塵等周辺に影響を及ぼしています。倒壊してから1年以上経ちますが、空き家の持主は経済的理由から対処出来ないが、行政も「指導している」というだけで何も改善していません。	引き続き、適正に対応してまいります。 ②行政指導の段階（指導、勧告等）では個人情報保護に関する法律等により情報を町内会にお伝えすることはできませんが、行政処分の段階（命令）になれば、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれが強まることから、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき危険空き家等に標識を立てるなど、周辺住民の方へお知らせします。
4	【金沢市空き家対応マニュアル改定（案）に関する提言】改定（案）の方向性に賛同した上で、より実効性の高い制度とするために以下の4点を提言します。 ① 運用面について 判定基準は「中」以上だけでなく、「低」の段階から現地確認や経過観察を開始し、所有者等への早期の注意喚起・改善依頼を行うなど、段階的に対応できる運用を整備してほしい。行政の判定基準（「中」以上で管理不全空き家候補等）と市民の危険体感（「低」であっても危険を感じる）との間に差があると、対応の遅れや行政への不信感につながる可能性があります。 ② 判定基準に関する考慮について 現在の「低・中・高」の3段階判定では現場の状況を十分に表現できない場合があるため、より細かな「5段階評価」などを導入し、優先順位を付けやすくしてほしい。	① 本市では、近隣住民の方等から空き家に関する相談・通報があった際、速やかに現地調査や所有者の特定を行っています。その結果、判定基準が「低」の場合であっても、適正管理を促すための「指導・助言」により、早期に注意喚起し、改善を促しているところです。引き続き、適正に対応してまいります。 ②本市の判定表に導入している「低・中・高」の3段階判定は、国の指針に示されている考え方を踏まえたもので、空き家等の状態について、「特定空き家等」に該当する状態（「高」に対応）、「管理不全空き家等」に該当する状態（「中」に対応）、改善を促す軽微な状態（「低」に対応）に区分して

		いますが、特定空き家等の認定を判断する際には、周辺環境への影響等を個別に考慮するなど、空き家等の状況に応じた適正な対応をまいります。
	③ 経済性の観点について 空き家対策を単なるコストではなく将来への投資(中長期的な行政コスト削減や経済活性化等)として捉えるべきです。 ④ 制度を金沢市の発展へ繋げる視点について 建築行政に留まらず、定住促進や地域経済活性化など、まちづくり全体に資する有効な機能を発揮させてほしい。	③④空き家対策を本市の発展や持続可能なまちづくりに繋げるというご意見は、本市の「空き家等管理・活用計画」の基本理念及び「金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例」に掲げる理念と重なるものです。 貴重なご意見として承り、参考にさせていただきます。空き家等を積極的に活用することにより、本市の魅力あるまちづくりの推進に努めてまいります。